

第三部 人材育成と学芸員制度

学芸員制度の問題点

明治大学名誉教授

矢島 國雄

はじめに

博物館法によれば、学芸員は博物館における調査研究・収集保存・展示教育の専門的な事柄を職掌とすると規定されている。倉田公裕の言うように、研究者・技術者・教育者という三つの役割を果たすことが求められているといえる。換言すれば、学芸員とは博物館という社会教育機関・研究機関・資料保存機関の役割と働きを知り、その原理と方法を研究し、さらに、自己の専門的な研究を基礎として、博物館を舞台にその教育的実践を行う者であり、同時に全人類的な財産としての博物館資料の保存をはかり、後世に伝承する責任を負う者であるといえる。

欧米の多くでは国家的な資格制度をとらずに、実態としての専門職体制を形作ってきた訳だが、我が国では戦後の新たな教育体系整備に合わせて1951年、博物館法を制定し、併せて国家資格制度を作り上げたのは、国情に照らした知恵の産物というべきであろう。

上記の認識を基礎としたその養成の仕組みや理念はといえば、最初期には人文科学系と自然科学系が区分されていたものの、これが廃止され本来的にはジェネラルなものとして制度化された。また、既に欧米においては博物館専門職の基礎資格が、実態として大学院レベルに移行しつつあったことは認識されていたようであったが、当時の我が国の高等教育の実情から見れば、学部卒の資格

と考えられたのは、十分理解できる。

以来、学芸員の養成は大学の学部に設置された学芸員養成課程において行われている。研究者としての専門性とその資質は学部教育によって担保され、学部卒で資格を満たすとしている。技術者としての教育訓練は学芸員養成課程における概論、資料論、展示論、教育論、資料保存論等の座学と博物館実習を取得することで資格を満たすとしている。そして、教育者としての教育訓練は学芸員養成課程における概論、展示論、教育論等の座学と博物館実習を取得することで資格を満たすとしている。

学芸員養成制度の問題点

現在の博物館法における学芸員は、初期の curator と同じく、研究者・技術者・教育者の役割を併せ持つものと規定されている。

我が国における学芸員養成制度の現状の問題は、博物館現場の求める研究者としての基礎的な力が、学部段階の教育では不十分ではないかという点、技術者・教育者としての教育訓練、特に技術者の部分の実務的な教育訓練が大学の学芸員養成では不十分ではないかという点に収束しよう。

大学が高等教育機関としての門戸を拡大して行った事によって、学部卒の段階での専門性が全体としては低下した感は否めないが、一方で専門科学が細分化、高度化していったことも事実であ

る。このため、博物館に求められる学術的正当性の担保を図るためには、学芸員の基礎資格を大学院修士課程（博士前期課程）終了程度に引き上げるべきであるという考えは至当であろう。

その一方、博物館の意味や役割を理解し、博物館における教育実践に当たるには、現状の学部段階での教育訓練で不十分であるとは必ずしも言えない。

現状の学芸員養成は多くの大学が教職課程などと同じく学部横断的に置いている。このため受講生の基礎専門はかなり幅広い。資料管理等の実務的訓練が不足、あるいは偏りがあるのは、担当教員の基礎専門や大学の施設設備のみならずこうした事情が働いている。したがって、全ての受講生が各自自己の基礎専門に沿った資料の取り扱いや管理を実務的に学ぶことを実現するのはかなり難しい。特に資料の基本的な取り扱いはそれぞれの専門教育における研究法などを通じて学ぶのが基本であるが、学部教育との十分な連携や意思疎通が欠けていれば、抜け落ちることになりかねない。そもそも具体的なモノを相手としない領域の専門についてはいうまでもない。

こうしたことから考えれば、技術者としての十分な基礎訓練を大学の学芸員養成課程に求めるのはなかなか難しい。この問題を解決するには、博物館現場におけるインターンシップの拡充以外に方法はないであろう。しかし、卒業を控えた4年生にとって、3週間の集中的な実務実習は相当に過重であった。そこで現状では、事前事後の指導、学内での実習や見学と組み合わせることが可とされ、1週間から10日前後の博物館における実務実習という形が主であろう。これでは、前記したような理由もあって、即戦力となりうるまでの技術的訓練ができるかといわれれば、否であろう。この点では、大学院または卒業後に長期のインターンシップを課すことで資格取得を考えた先の改正

原案が受け入れられれば、事態はある程度改善されたかといえよう。

欧米の博物館専門職員

博物館は、歴史的に形成されてきた最新の研究成果を含むモノに即した知の集積体であり、かつそれを社会的に共有する教育機関である。このためには高度の専門性を持った職員を置き、その扱う知の学術的正当性を常に担保することが求められた。博物館を生み出した西欧においては、このため、資料の保存管理とともに研究を推進する役割も持った *curator* がおかれることとなった。この *curator* あるいは *keeper* という用語は、その原意が「世話をする」「保持する」であるように、基本は資料管理者の意であるが、真贋の判定や学術的位置や意味を明らかにすることもその役割であり、研究者であることが求められた。さらに、博物館に社会教育的な役割が求められたことから、展示や教育の活動もその役割とされた。しかし、博物館に対する社会からの教育機能の拡大が次第に求められるようになり、教育機能を十分に果たすためには、展示の専門家や専門の教育推進者を置くことが求められるようになっていったといえる。

欧米では博物館の専門職員が、博物館における具体的な仕事に即して専門分化が進んでいることは周知のことだろう。専門研究者、保存修復者、展示技術者、資料管理者、博物館教育者、経営管理者等々である。しかしながら、これらもそれぞれの国の博物館とその制度のあり方によって次第に形作られてきたもので、国の法律による資格制度で運用されているものはフランスを除いてはないといってよからうし、実際の分化の程度も国によって異なりがある。また、その養成の形もかなり差がある。アメリカでは、大学院レベルでの

museum study もしくは副専攻での養成といったものが多数を占めているし、イギリスにおいては、いくつかの大学院に museum study のコースが設置されている。

ところで、これらの museum study などは、個別専門科学の専門研究者を養成するものではないので、curator の養成を行うものではないことを知る必要がある。これらの museum study では、経営管理者、資料管理者、博物館教育者の養成が中心となっているといえる。今日では、curator となる者は、それぞれの専門を大学院で学び、博物館での研究を選んで応募するのであり（アメリカの場合では、副専攻で museum study をとっている者も多いが、必須ではなく）、もっぱら研究業績と研究能力によって選考されているといえる。

学芸員制度の改革

それでは、今日の我が国では、どのような博物館専門職員が求められているといえるのだろうか。

残念ながら、この問題についてはきちんとした議論の積み重ねはないともいえるだろう。特に問題を複雑にしている要因の一つが、博物館法における登録博物館に関する規定である。実態としての我が国の博物館数は5000館を超えるにもかかわらず、約80%が博物館類似施設であるということ、つまりこれらの博物館類似施設は法制度上、博物館専門職員としての学芸員の任用や配置は義務ではないことである。しかし、これらの博物館類似施設にあっても博物館活動は行われているし、資格保持者であるかどうかは別としても博物館業務を担っている職員はいるのである。それでは、これらの職員はどのように位置づけられているのか、任用に当たってどのような専門性を評

価したのであるのか、そうした問題にまで踏み込んだ議論は行われてこなかったと言えるのではないだろうか。このような学芸系職員とでも呼称する以外にない専門職員を含めた博物館専門職の実態は、多くの博物館関係者が知っていながら、博物館専門職員像についての具体的な議論のないまま推移してきたのではないだろうか。博物館専門職としての学芸員は現行法の枠組みの中で登録博物館を中心に運用されている一方、博物館の職員ではないが文化財の調査に従事する者に学芸員という職名を拡大したり、仕組みは欧米の標準にはなっていないまま職名のみ欧米流を援用したりするものなどもあって、ある種の混乱が生じている。これは、博物館にどのような専門職員が必要であるのかという議論が深化されないまま、学芸員制度を1951年の法制定当時のままにしてきたことが生んだ事態ではないだろうか。

1973年に日本博物館協会の学芸員制度調査会の提言が元となって公立博物館に関する設置と運営の基準が作られ、設置者に応じた（つまりは規模に応じた）学芸員の定数を打ち出したが、これが全くと言っていいほど守られなかったことは周知であろう。それ以外の施設設備等に関してはこの基準は実によく守られたにもかかわらず、学芸員数に関する限り各自治体はこれを無視したともいえる。確かに、人件費は自治体予算の中で非常に大きいことは事実であるし、財政の圧迫要因でもあることは言うまでもないことだし、規模の小さな自治体にあっては、博物館に6人もの職員を置くということは、庁内の職員バランス上も受け入れがたいものであったことも理解できるとはいえ、これが実現できなかったことや、財政状態の悪化によって博物館専任職員の減少が続いたことに対して、博物館界は有効な反論や職員増の働きかけができなかったことも明らかであろう。「48基準」の学芸員数は、単に適当な数値が出された

わけではなく、議論の上での算定基礎があって出された数値であることを再認識する必要がある。このことが、博物館界でいつの間にか忘れ去られているのではないかと思う。つまりは、時代、社会の大きな変化、諸外国の博物館の充実を感じ、あるいは知りながらも、博物館にはどのような専門職員が必要なのかという、根本の議論が等閑視されてきたと言わざるを得ないのではないかと思う。

学芸員あるいは博物館専門職員の養成というからには、博物館の現場がどのような資質・能力を持った専門職員を求めるのかが明らかでなければ、その養成は空回りするしかないだろう。つまり、博物館側が、あくまでこれまでの「学芸員」という性格の専門職員によって博物館運営を行うのか、博物館における業務の専門性に沿った職員配置を望み、そうした専門性に沿った養成を望むのかによって、養成制度は変わらざるを得ないと考える。このためには、今日改めて博物館の性格や規模に応じて、どのような専門性を持った博物館専門職員をどのような組み合わせで、どの程度の数必要なのかという議論が不可欠であろう。

我が国に限らず、博物館というものの実態は、数百人、数十人規模の専門職員を要する国立などの大規模館から、数人以下の専門職員しかいない小規模館や専門館まで多様である。数多くの専門職員を持てるところにあっては、分化した専門性に沿った専門職員を配置することは容易であろうが、少人数の専門職員しか任用できないところでは「学芸員」という性格の複合的な専門性を持った職員の任用を考えなければ、調査研究・収集保存・展示教育のいずれかの領域の活動が低迷せざるを得なくなろう。

極言すれば、欧米のスタンダードに移行し、博物館における専門性の分化に対応した専門職員養成を考えるのか、「学芸員」という複合的な専門

性を持った専門職員でいくのかが問われているともいえる。「雑芸員」という自らを揶揄する言葉が、いつの間にか積極的に「学芸員」の本質を指す言葉、つまりは複合的な専門性を持つ専門職を指す言葉にすり変わってしまって久しいが、わが国の博物館専門職員のスタンダードをここにおくにしても、登録制度を見直し、すべての博物館に学芸員が任用されなければならないといった、きちんとした制度的保障の再検討が求められる。

養成側の立場から言えば、法に照らした学芸員養成を行う大学側の養成観は、課程教育というものは準備教育であり、「完成教育」ではありえないというスタンスである。いっぽうで、博物館の現場が望み求める学芸員有資格者の教育訓練レベルはもう少し高いと言える。現状、両者にはかなりの開きが生じていると言えるだろう。

実際の養成側から言えば、より高度な専門性を担保して学芸員有資格者を育てるには、現在の基礎教育に加えて、大学院修士レベルにおいて博物館業務の専門性に沿った教育訓練を行うような仕組みがとられなければ困難であると言わなければならない。これはすでにいくつかの大学で実現している博物館学研究者を育てる大学院教育とは別で、主専攻の他に副専攻として、主専攻の資料専門性を生かしながら博物館学的、博物館技術的な教育訓練を行える組み立てを実現することなくしては困難であろう。とはいっても、現状の我が国で実際に副専攻制が機能している大学院はほとんどないに等しいのが問題であろう。

おわりに

我が国の博物館専門職員はどのようなものとするべきであろうか。この問題を明らかにしなければ具体的な資格像や養成制度像は結像しない。博物館における業務の専門性を主として考えるなら

ば欧米型の専門分化を採り入れる必要があるろうし、数多くの小規模博物館の実態から考えれば、現行の学芸員制度をどのように高度化するのかという方向しかなかろうとおもわれる。

具体的な提言にまでは及ぶことができないが、学芸員問題の一端について整理を試みたものと受け止めていただければ幸いである。

